

岐阜県公報

令 和 八 年 二 月 六 日

（金曜日）

目 次

告 示

道路の区域決定
道路の区域変更
道路の供用開始

公 示

土地改良区役員の退任及び就任

（道路維持課）
（同）
四三
四五
（西濃農林事務所）
四六

岐阜県告示第五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十九号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように決定したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年二月六日から一週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年二月六日

告 示

岐阜県知事 江 崎 穎 英

県道	路線名	類の道種路	区間	員敷地の幅	延長	備考
下桑 中原線	羽島市下中町城屋敷字村前三六 三番四地先から 九同 二番一地 市同 町同 先まで	字戌亥出一	一三・〇 一三・〇	ル(メート ル(メート	一三・〇 一三・〇	
			四三・一			
			変終点の 変更			

岐阜県告示第五十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十九号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年二月六日から一週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年二月六日

岐阜県知事 江崎禎英

岐阜県告示第五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年二月六日から一週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年二月六日

岐阜県知事 江崎禎英

県道	類の道種路
古鼠川餅線	路線名
内藤屋敷九九二番七地先地佐	区間
高山市丹生川町森部字佐	
後 前 別前変後更域	別前変後更域
七・四 一・九 七	四・七 七 一
六・九	八・八
ル(メートル)員敷地の幅	ル(メートル)員敷地の幅
延長	延長
備考	備考

岐阜県告示第五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年二月六日から一週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年二月六日

岐阜県知事 江崎禎英

岐阜県告示第五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年二月六日から一週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年二月六日

岐阜県知事 江崎禎英

県道	類の道種路
恵多治那見線	路線名
同市同町一丁目二番二地先から三番五地先まで	区間
後 前 别前变后更域	別前变后更域
一〇・一 二七・六	一〇・一 二七・六
ル(メートル)員敷地の幅	ル(メートル)員敷地の幅
延長	延長
備考	備考

国一道般	類の道種路
号百五十八	路線名
久手三一二番二地先地字内大	区间
後 前 别前变后更域	
七・四 一・九 七	六・八
六・九	六・九
ル(メートル)員敷地の幅	ル(メートル)員敷地の幅
延長	延長
備考	備考

類の道種路	
路線名	
区間	
別前变后更域	
ル(メートル)員敷地の幅	ル(メートル)員敷地の幅
延長	延長
A、 は関係B	備考

県道	類の道種路
下桑 中原線	路線名
一同 九二番一 市同 地町同 先まで	区間
六羽島市下中町城屋敷字村前三 三番四地先から	
字戌亥出	
四二五・一	ル(メートル延長)
八二・六	供用開始の期日
八二・六	備考(区域の又は日の告はるか年更定期)ほ示変決

県告示第五十七号
路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供
開始するので告示する。
お、その関係図面は、令和八年一月六日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及
阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

岐阜県告示第五十九号
道路法（昭和二十七年法律第八百六十号）第十八条第一項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。
なお、その関係図面は、令和八年一月六日から一週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

県道		稲羽 沢島 線		木曾川市同 町石田字宮東 (三二一一番)まで	
後 B		前 A			
二、五 四、三	一、〇〇・六	二、五 四、三	一、〇〇・六	二、五 四、三	一、〇〇・六
一、〇〇・六	一、〇〇・六	一、〇〇・六	一、〇〇・六	一、〇〇・六	一、〇〇・六
一、〇〇・六	一、〇〇・六	一、〇〇・六	一、〇〇・六	一、〇〇・六	一、〇〇・六

い区敷示面す う分地すにる 。をのる表図

岐阜県告示第五十八号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年一月六日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

県道	類の道種路
前石徹白線	路線名
号字 市 山 一 番 地 先 地 内 三 六	区間
二五五	ル(メート)延長
八・二・六	の期日
七・三	ほ示変決(備)か年更定区域月の又域日告はの考

			国一般
	号四百十八		
同	加茂郡八百津町野上字西中長		
同	一四六八番四地先から		
郡同	三七二番三地先まで		
町同	字東中長		
同	一六一九		
令和	二・六		
令和	四・四九		

公 示

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十八項の規定により、次とおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十九項の規定により公示する。

令和八年一月六日

岐阜県知事 江崎禎英

退任した役員		改良区名		地	年	月	日	任	役名	氏	名	住	所	
牧	良区	改	良区	地	令和	七・三・五			理事		渡邊	盛雄	安八郡安八町牧	三五三三九番地の一
佐	竹	同	同	同	同	同	同	同	金森	恒夫	金森	成男	同	一六二一八番地
芳	明	同	同	同	同	同	同	同	金森	正勝	渡邊	秀雄	牧	一八一二番地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	信之	徹	牧	牧	牧	九一四番地の一
牧	一六九四番地								一六〇三番地の一					一八七六番地

同 同 監 同 同 同 同 同 同 同 同 同

種 渡 渡 金 渡 渡 渡 渡 川 川 金 金
田 邊 邊 森 邊 森 邊 邊 濑 合 道 道 森 森
孝 忠 政 誠 善 英 重 啓 利 和 道 夫 夫
男 司 美 二 典 樹 孝 介 光 博 夫 幸

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

牧 牧 牧 牧 牧 牧 牧 牧 牧 牧 牧 牧
二八九〇番地の一 一三六六番地 二八九〇番地の二
二九七七番地の六 二九〇九番地 一四八三番地の二
三六五八番地 一六四四番地の五 二九〇九番地
九〇九番地 一九四八番地 二八九三番地の二
一六四六番地 二九二八番地 二八九三番地の一
二八九三番地の一

令和八年二月六日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社